

宇治市監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和5年3月23日

宇治市監査委員

池 上 哲 朗

松 岡 ゆかり

松 峯 茂

- 1 監査の結果を公表した日
令和5年2月17日（宇治市監査委員公表第1号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 総務・市民協働部 管財課

監査期間 令和4年10月3日～令和4年11月30日

	監査結果（指摘事項）	措置状況等（改善内容）
1	<p>市有地貸付料収入状況について</p> <p>市有地貸付料について調定の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>市有地貸付料に係る歳入の調定について、速やかに処理するよう関係職員に周知徹底し、令和5年4月1日から事務処理を改めることとした。</p>